

異議審査委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、法科大学院認証評価事業基本規則第52条に基づき、異議審査委員会の運営に関してその細則を定めるものである。

(議事進行)

第2条 異議審査委員会は、委員長が主宰する。ただし、委員長がその職務を行うことができないときは、異議審査委員会の互選により、委員長代行者を定める。

(会議への出席)

第3条 異議審査委員会には、異議審査委員及び異議審査予備委員が出席するものとする。

- 2 委員長は、議案に関する説明者等必要と認める者の出席を求め、又は相当と認める者の出席を許すことができる。

(定足数)

第4条 異議審査委員会は、異議審査委員4名の出席がなければ議事を開き議決することができない。

(会議の傍聴)

第5条 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、委員会に諮った上、会議の全部又は一部について、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

(会議資料の公開)

第6条 会議資料は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認める範囲で、これを閲覧又は謄写させることができる。

(議事要旨の公開)

第7条 議事要旨は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認める範囲で、これを閲覧又は謄写させることができる。

(守秘義務)

第8条 異議審査委員は、法科大学院認証評価事業基本規則第4条に定めるほか、前条の定めに従い公開とされた議事内容を除き、異議審査委員会

の議事内容についても，守秘義務を負うものとする。

- 2 前項の守秘義務は，異議審査委員退任後も引き続き負うものとする。

附則

第1条 本運営規則は，平成19年3月26日に制定し，同日より施行する。

附 則（平成22年12月1日改正）

第1条 本細則は，平成22年12月1日から施行する。